

群馬大学から旅費・謝金が支払われる方へ

旅費・謝金の支払いのために振込口座の登録が必要となりますので、別紙「振込口座等登録依頼書(個人用)」に必要事項をご記入のうえ、本学担当者へご提出願います。なお、旅費・謝金の支給に関する注意事項は以下のとおりとなりますので、必ずご確認願います。

◎マイナンバー(社会保障・税番号制度)について(重要)

謝金の支払者(本学)は、所管の税務署に謝金の支払を受ける方・源泉所得税額などを報告しなければなりません。平成28年1月1日以降のマイナンバー制度の導入により、謝金の支払いを受ける方のマイナンバーも記載しなければならなくなりました。

本学はマイナンバーの収集業務をヤマトシステム開発(株)に委託しており、謝金の支払いを受けた(または受ける予定の)年の11・12月にヤマトシステム開発(株)からマイナンバーの収集キットが郵送されます。お手数ではございますが、お手元に届きましたら必ずお手続きをお願いいたします。なお、マイナンバーの登録手続きはWEBもしくは郵送でお手続きができます。

なお、本学事務担当者が謝金受給者から直接マイナンバー情報を受け取ることができませんので、別紙「振込口座等登録依頼書(個人用)」にマイナンバーを記載したり、マイナンバーカードや通知書の写しを直接本学担当者へ提出しないでください。必ずヤマトシステム開発(株)の収集キットでお手続きをお願いいたします。

参考:マイナンバー収集対象者

講演・指導助言などの報酬の場合・・・旅費と謝金の受給額が1年間で50,000円を超える方
アルバイト謝金などの給与の場合・・・受給者全員

○住所欄は、住民票登録住所を記入してください。学生や単身赴任者などで住民票登録住所と現在お住まいの住所が異なる場合は、居住地住所も記入してください。

○本学から旅費・謝金の支払を受ける方で、支払日・金額・内訳等が記載された支払通知の送付を希望される方は、依頼書に希望「有」としたうえで、メールアドレスを記入してください。

○振込トラブル防止の為、可能な限り振込口座の通帳見開き部分の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義(カタカナ)がわかる部分)を添付して下さい。通帳がお手元がない場合は、キャッシュカードの写しでも構いません。また、メールで本学担当者へ依頼する場合は、写真データでも差し支えありません。

○ご提出頂きました個人情報、旅費及び謝金の支給、税務関係処理に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。大学の責任で適切に管理いたします。

○変更が生じた場合は、必ず群馬大学の担当者へご連絡願います。

※参考:受取銀行がゆうちょ銀行の場合の支店及び口座番号について

ゆうちょ銀行を受取口座として利用する場合は、通帳見開き2ページ目に記載の内容を指定するか、次のゆうちょ銀行ホームページでご確認していただいた内容を記入してください。

ゆうちょ銀行ホームページ「ゆうちょ銀行 振込口座」で検索

https://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html